



広報 まつぶし

2020 January

Matsubushi

1

No.608



書き初め教室に参加された皆さん

想いをカタチに・・・

筆に親しみ心を養う「メロディー書き初め教室」

今月の注目記事

●新年のご挨拶 ●町制50周年記念事業「後藤純男展～追想～」開催のお知らせ

多世代交流学習館メロディーの様子を18ページで紹介しています。 みんな遊びにきてね！



新年のご挨拶 松伏町長 鈴木 勝

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、町民の皆様へ深いご理解とご協力を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

さて、当町は昨年2月のイベント「まつぶしフォトロゲイニング」を皮切りに、4月には町制施行50周年を迎え、記念式典をはじめ様々な事業を実施してまいりました。

中でも、田中第二公園にはスリー・バイ・スリー用のバスケットボールコートが完成し、バスケットボールを楽しむ子どもたちの姿が多くなりました。また、松伏ふるさとカレーでは、11店舗を巡るスタンプラリーを開催し、町内をはじめ、町外からも多くの方に参加していただいたことで、「カレーのまち」を広くPRすることができました。

本年は、町制施行50周年を締めくくるにふさわしい記念事業として、名誉町民であり、日本画壇の代表作家である後藤純男画伯の展覧会を、1月22日から中央公民館で開催します。皆様、ぜひ足を運んでいただき、後藤純男画伯の荘厳な世界に触れてみてください。

また、8月には、国を挙げてのイベントとして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますので、町民の皆様と盛り上げていきたいと思っております。

今後も、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」を実現するため、町民目線に立ち、町民の皆様の声聞き、ニーズを的確に捉えた町政運営を進めてまいります。

本年もより一層のご支援とご協力を賜りますとともに、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

2月 フォトロゲイニングを開催



▲小雪が舞う中、町制施行50周年のイベントに町内外から多くの方に参加していただきました

4月 J:COMのご当地サタデー(生放送)に出演!



▲八木亜希子さん・いとうまい子さん・視聴者の皆さんに町をPRしてきました



4月 松伏町制施行50周年記念式典



▲式典では松伏高等学校吹奏楽部・合唱部が華を添えてくださいました

10月~12月 松伏町を「カレーのまち」としてPR



▲松伏ふるさとカレースタンプラリーを実施し、イベントや多くのメディアに出演しました(J:COM、こしがやFM、テレ玉、NHK FM、NACK5など)

7月 スリー・バイ・スリー用のバスケットボールコートが完成



▲田中第二公園にコートが完成し、「越谷アルファーズ」の選手を迎え、記念式典及び記念イベントを開催しました

問合せ 総務課 秘書広報担当 ☎991-1898

凧あげ教室

親子で凧をつくって、公園であげて楽しみましょう！
皆さん、ぜひご参加ください。



- 日時 1月12日(日)10:00~ ※雨天の場合は一部内容を変更して実施
- 場所 まつぶし緑の丘公園 サークル室・芝生広場
- 内容 講師指導によりオリジナル凧を作ります。自分で作った凧を芝生広場であげてみましょう！
- 参加費 200円 対象 小学生以下 定員 120名(申込み順)
- 申込み 当日10時から公園管理センター前にて受付開始(定員になり次第終了)

問合せ まつぶし緑の丘公園管理センター ☎991-1211

町制 50 周年記念事業

松伏町名誉町民

日本画家

後藤純男展

～ 追想 ～

1月22日(水)～2月16日(日)
10:00～20:00

入場無料 1月22日/13:00～20:00
2月16日/10:00～19:00

会場：中央公民館

休館日：月曜日及び2月12日(水)



鹿苑寺庭園 首相官邸展示作品



庭園の新雪 再興第78回院展

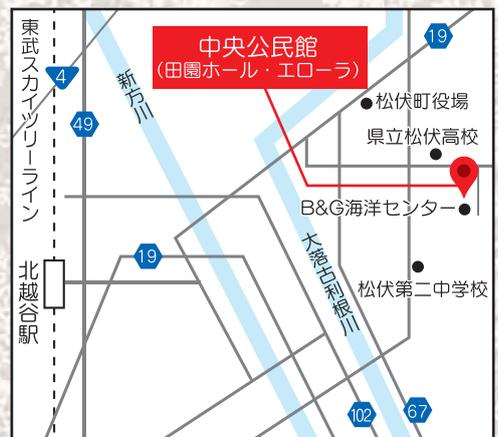
町制施行50周年を記念して、松伏町名誉町民でもあり、日本画壇の代表作家である後藤純男画伯の展覧会を10年ぶりに開催します。

本展覧会では、後藤純男画伯の育った郷土松伏の原風景を描いた作品をはじめ、令和元年10月まで首相官邸に展示され、日本を訪れた数々の要人たちを大いに感動させた作品などを数多く展示します。また、中央公民館内「後藤純男ギャラリー」では、展覧会期間に限り、作品を入れ替えた特別展示も行います。

ぜひ後藤純男画伯の荘厳な世界をご覧ください。

後藤純男画伯 主な経歴

- 1930年 千葉県木間ヶ瀬村（現在の野田市）で生まれる
- 1932年 埼玉県金杉村（現在の松伏町）築比地の宝蔵院へ転居する
- 1942年 金杉小学校を卒業する
- 1952年 再興第37回日本美術院展覧会（院展）で『風景』が初めて入選する
- 1963年 松伏町にアトリエを新築する
- 1976年 再興第61回院展で『仲秋』が文部大臣賞を受賞する
- 1981年 埼玉県立松伏高校開校 校章の原画を制作する
また、同校に『秋富士』を寄贈する
- 1986年 再興第71回院展で『江南水路の朝』が内閣総理大臣賞を受賞する
- 1988年 東京藝術大学美術学部教授となる（1997年まで）
- 1994年 松伏町印鑑登録証の挿入面に『灯ともし頃』が使われる
- 1997年 北海道上富良野町に『後藤純男美術館』を開館する
- 2000年 松伏町名誉町民となる
- 2002年 「後藤純男日本画展 悠久の自然を詩う」を中央公民館で開催
- 2006年 春の叙勲[旭日小綬章]を受章
- 2010年 町制40周年記念事業 松伏町名誉町民 日本画家
「後藤純男展 ～帰郷～」を中央公民館で開催
- 2016年 東京藝術大学名誉教授となる
第72回日本芸術院賞・恩賜賞を受賞 受賞作品「大和の雪」
北海道上富良野町特別名誉町民・千葉県流山市名誉市民となる
10月18日86歳でご逝去
- 2017年 「松伏町名誉町民 日本画家 故 後藤純男 画伯 お別れの会」を中央公民館で執り行う
本画6点を寄贈いただき、中央公民館に「後藤純男ギャラリー」を開設



中央公民館
〒343-0114 松伏町ゆめみ野東 3-14-6

☎992-1321

主催 松伏町・松伏町教育委員会

協力 後藤純男美術館

特別協賛 株式会社 丸和運輸機関

問合せ 企画財政課 総合政策担当 ☎991-1818



令和2年度任用 会計年度任用職員の登録募集

令和2年4月以降に任用を予定している会計年度任用職員について登録の募集をします。

- ▶**任用期間** 令和2年4月1日～令和3年3月31日(原則)※職種によって任用期間が異なります。
- ▶**募集職種** 一般事務、保育士、管理栄養士、教育支援員等
- ▶**勤務条件** 報酬、勤務時間、勤務場所等は職種によって異なります。詳しくは募集案内をご覧ください。
- ▶**選考方法** 書類選考、面接など
- ▶**申込期間** 1月15日(水)～1月29日(水)

※申込期間を過ぎた場合でも登録の申込みは可能ですが、令和2年4月からの任用者の選考については、申込期間内の登録者から優先して行います。

- ▶**申込方法** 募集案内で詳細を確認のうえ所定の申込書により申込期間に総務課職員文書担当に提出(持参又は郵送(必着))してください。

※募集案内及び申込関係書類は、1月15日(水)から総務課職員文書担当窓口で配布及び町ホームページからダウンロードできます。

○会計年度任用職員とは、1年度内(4月1日～翌年3月31日)で勤務する非常勤の一般職の職員です。

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896



新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納め、老後や、病気やケガで障がいが残ったときなどにも安心して生活できるよう、社会全体で支えあう制度です。

公的年金の種別は次の3つです

- ▶**第1号被保険者** … 学生、自営業者、農業者、無業者等で20歳以上60歳未満の方
- ▶**第2号被保険者** … サラリーマン、公務員等 ※保険料は、厚生(共済)年金として給与から天引きされます。
- ▶**第3号被保険者** … サラリーマン、公務員等に扶養されている配偶者
※保険料の負担はありませんが、扶養者の勤務先に届出が必要です。

Q 保険料を払うのが経済的に大変です。どうすればいいですか？

A 次の免除・納付猶予制度をご利用ください。

▶20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準額以下の場合、在学中の保険料が猶予される制度です。

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生が対象です。

▶50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方(学生以外)で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。



Q 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度とはどのようなものですか？

A 次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間について国民年金の被保険者全体で支える制度が平成31年4月に施行されました。

単胎の場合は出産月の前月から4か月間、多胎の場合は出産月の3か月前から6か月間が免除期間となります。この制度の免除期間は老齢基礎年金の受給金額を計算するときに、保険料を納めた期間として計算されます。詳細はお問い合わせください。

問合せ 住民ほけん課 年金担当 ☎991-1870 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004



税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

▶日時 2月4日(火) 9:30~11:00、13:00~15:00 ※混雑が予想されます。状況により、午前の受付であっても、午後の申告になる場合があります。(例年、午後は空いています。)

▶場所 役場第二庁舎3階301会議室

▶対象者 給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方

※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。

▶必要なもの

【共通】 ①令和元年(平成31年)分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)

②印かん・筆記用具

③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの

④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」

⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

【年末調整が済んでいない方】

上記①から⑥までのほかに

ア. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類

イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)

ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

【医療費控除を受ける方】

上記①から⑥までのほかに、医療費控除の明細書、医療保険者からの医療費通知など

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

令和元年(平成31年)分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131 越谷税務署 ☎048-965-8111(音声案内)



税理士事務所における無料相談会

(相談内容によっては有料となります)

▶日時 2月1日(土)~15日(土)
9:30~12:00、13:00~16:00

▶場所 最寄りの税理士事務所

▶対象 公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、令和元年(平成31年)中に退職し年末調整が済んでいない方

※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部へ事前に電話連絡をお願いします。

問合せ

関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131



令和元年(平成31年)分確定申告について

所得税・個人消費税・贈与税の署外申告会場を開設します

▶日時 2月17日(月)~3月16日(月)(土・日曜日及び祝日を除く。ただし2月24日(月・休)及び3月1日(日)は実施します。)

▶受付時間 9:00~16:00

▶場所 イオンレイクタウンKaze3階「イオンホール」
※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
※上記の確定申告会場設置期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111(音声案内)



就学援助制度をご利用ください

～入学前の3月に新入学児童生徒学用品費等を支給します～

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を実施しています。

この就学援助の支給費目のうち、新入学児童生徒学用品費等(ランドセル、学生カバンや制服など入学に必要なものを購入する費用)を入学前の3月に支給します。

入学前支給を希望される方は、次の内容をご確認の上、申請してください。

▶対象 次の(1)～(4)すべてに当てはまる方

- (1)令和2年4月の新入学児童生徒の保護者
- (2)入学前支給の申請時に町内に住所を有し、かつ入学時に町内に住所を有する予定の方
- (3)就学援助の認定基準額に該当する方(世帯の所得状況を審査して決定します。)
- (4)生活保護を受給されていない方

▶支給額 小学校(新小学1年生): 50,600円 中学校(新中学1年生): 57,400円

▶必要なもの 印かん(認印)、振込口座の通帳(町内金融機関のもの)

▶申請期間 1月6日(月)から31日(金)までに教育総務課へ。(土・日曜日及び祝日を除く)

問合せ 教育総務課 学務担当 ☎991-1807



マナーを守って楽しくお散歩！ 《犬の散歩での大事なお約束》

フンは必ず
持ち帰る



フンは、必ず飼い主が持ち帰りましょう。尿はペットボトル等で持参した水で洗い流しましょう。地域の人は見えています。相手の立場に立って処理をしてください。

犬は絶対に
放さない



リード(引き綱)を放したり、長く伸ばし過ぎて管理しきれなくなると、事故の原因になります。また、小さな犬でも、苦手な人に恐怖感を与えることがあります。リードを短く持ち、確実に制御してください。

登録と狂犬病
予防注射に
ついて



犬を飼う場合、法律により登録すること、毎年1回狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。登録は環境経済課と町内の動物病院で行え、注射は町の集合注射、動物病院で受けることができます。

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839



「お金がない」では断れない!借金までさせる強引な手口も…きっぱり、はっきり断りましょう!!

よくある相談事例

「簡単に稼げるすごい話があるよ。」と友人に誘われ、気軽な気持ちで集まりに参加した。しかしそこでは「すぐに儲かるノウハウ満載! 50万円!」と投資に関するUSBソフトや情報商材を勧誘された。「お金がない」と断ったが、「お金がないなら借ればいい! 借金なんてすぐに返せる!」と強引に消費者金融に連れていかれた。結局稼げずに、借金だけが残った。

問題点

- ・友人に誘われた手前、むげに断ることができない。
- ・「お金がない」と断っているのに強引に勧誘をされる。
- ・「借金」により断る理由を封じ込められてしまう。
- ・消費者金融に連れて行かれるなど身柄を拘束されてしまう。

消費生活センターからのアドバイス

- ・「お金がない」という断り方はやめて、きっぱり断りましょう。
- ・借金をしてまで投資などにお金を費やすことはやめましょう。
- ・大きな負担(借りた金額と利息)だけが残ります。
- ・「儲かる話」の誘いに乗ってはいけません。簡単に断れないような場になっています。
- ・トラブルが生じたり不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

問合せ 松伏町消費生活センター(環境経済課内) ☎991-1854



「石川遼まつぶし応援団」2020年会員募集

男子プロゴルフ界で、活躍を続ける石川遼選手をみんなで応援しましょう。

- ▶ **会員資格** 原則、町内在住・在勤・在学で趣旨に賛同した方
- ▶ **期間** 入会の日から12月31日まで(毎年更新あり)
- ▶ **費用**

	入会時	更新時
一般会員	3,000円(入会金1,000円・年会費2,000円)	2,000円(年会費)
ジュニア会員(中学生以下)	2,000円(入会金1,000円・年会費1,000円)	1,000円(年会費)
賛助会員	入会・更新とも 一口 5,000円	

- ▶ **会員特典** ①特製カレンダー ②石川遼まつぶし応援団オリジナルグッズ(新規のみ)
③石川遼選手メッセージカード(新規のみ) ④会報
- ▶ **申込み** 入会金、年会費を添えて総務課秘書広報担当(役場本庁舎2階)へ。

松伏町制50周年事業

ROAD TO MASTERS 石川遼 写真展 2020

日本プロゴルフ選手権の優勝を皮切りに今季3勝を挙げ、通算17勝目を飾った石川選手のこの一年の活躍を振り返る写真展となります。

あなたのお気に入りを見つけてみませんか？
皆様のご来場をお待ちしております。

- ◎2月1日(土)・2日(日)
- 8:30~18:00(2日は17:00まで)
- ◎まつぶし緑の丘公園



問合せ 石川遼まつぶし応援団事務局(総務課内) ☎991-1898

➔ 人権それは愛♥ 「わたしのおじいちゃん」

わたしには、七十三才になるおじいちゃんがいます。お母さんがしごとの日は、おじいちゃんとおばあちゃんの家でおるす番をしています。

おじいちゃんは、体が大きくてとても元気です。

また、しゅみでわだいこをやっています。たいこをたたくおじいちゃんは、とてもかっこうよく見えます。

そんなおじいちゃんですが、さいきん足がわるくなりあまり歩くことができません。歩く時は、いつもつえをもって歩いているので、とてもたいへんそうにしています。

この前、おるす番をしている時に、三人で買いものに行きました。いつも、おじいちゃんとおばあちゃんの二人で買いものに行く時は、おじいちゃんは歩くのがつらいので、車の中でまっていることが多いのですが、この日は、わたしもいたので、おじいちゃんも買いものに行きました。でも、おじ

いちゃんはずえをわすれてしまいました。一人で歩いていて、とても足をいたそうにしていたので、わたしは、おじいちゃんが少しでも歩きやすいようにかたをかしてあげました。おじいちゃんは、わたしのかたに手をかけ歩きましたが、体の大きなおじいちゃんなので、とてもおもたかったです。でも、おじいちゃんが、「ありがとう。たすかったよ。」と言ってくれました。

わたしは、おじいちゃんがよろこぶことをしてあげられて、とてもよかったなあと、思いました。

おじいちゃんの足がよくなり、つえがなくても歩けるようになったら、いろいろなところに行きたいです。また、おじいちゃんのよろこぶことをたくさんしてあげたいと思います。

おじいちゃんにいつまでも元気で、長生きしてほしいと心から思っています。

人権作文集「こころ」より

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873 企画財政課 ☎991-1815